|  |
| --- |
| **２５３１．搭載完了登録（便単位）** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＣＬＡ | 搭載完了登録（便単位）呼出し |
| ＣＬＡ０１ | 搭載完了登録（便単位） |

１．業務概要

搭載便単位に、輸出貨物情報またはＵＬＤ情報を呼び出し、外国貿易機に搭載した旨を登録する。

また、輸入業務において仮陸揚貨物として登録し、輸出貨物へ移送した貨物についても本業務により搭載した旨を登録する。なお、本業務を行った場合の取消機能はないので留意すること。

複数便に分割して搭載（以下、「分割搭載」という。）する場合で要搭載確認の旨が登録されているＨＡＷＢが含まれているときは、ＨＡＷＢ単位の搭載確認を「混載貨物搭載完了登録（ＣＬＨ）」業務で行う必要がある。

（１）「搭載完了登録（便単位）呼出し（ＣＬＡ）」業務の場合

入力された搭載便名に便割当済である輸出貨物情報及びＵＬＤ情報を取得し、個数、重量、仕向地等の情報を呼び出す。また、搭載便に係る情報も併せて呼び出す。

（２）「搭載完了登録（便単位）（ＣＬＡ０１）」業務の場合

①呼び出されたＡＷＢ及びＵＬＤ単位に搭載が完了した旨を登録する。

②不積、分割搭載の場合は、その情報を登録する。なお、本業務は連続処理が可能である。

２．入力者

航空会社

３．制限事項

①１業務で入力可能なＡＷＢ件数及びＵＬＤ件数は最大２０件とする。

②１搭載便における搭載可能ＡＷＢ件数は最大５００件とする。

③１搭載便における搭載可能ＵＬＤ件数は最大９９件とする。

④１搭載便に対して、１ＡＷＢで登録可能な取卸地は最大２件とする。

⑤１ＡＷＢに対して、搭載可能な便名（同一便名で複数の取卸地が登録されている場合は複数便として扱う。）は最大３０便とする。

４．入力条件

（１）入力者チェック

システムに登録されている利用者であること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（３）輸出便情報ＤＢチェック

①入力された搭載便名に対応する便情報が輸出便情報ＤＢに存在すること。

②入力された搭載便名の示す航空会社と同一であること。

ただし、入力者が受託者の場合は、受委託関係がシステムに登録されていること。

③搭載終了の旨が登録されていないこと。

④マニフェスト作成要の旨が登録されている場合は、「マニフェスト情報登録（便単位）（ＭＦＦ）」業務等によりマニフェストが作成されていること。

（４）ＵＬＤ情報ＤＢチェック

ＵＬＤの搭載完了を行う場合は、以下のチェックを行う。

①入力された搭載便名に割り当てられているＵＬＤに対応するＵＬＤ情報が存在すること。

②搭載可能な保税蔵置場に蔵置中のＵＬＤであること。

③便割当てされているＵＬＤであること。

（５）輸出貨物情報ＤＢチェック

（Ａ）搭載可能な保税蔵置場に蔵置中の貨物であること。

（Ｂ）輸出許可済の貨物であること。

（Ｃ）保税運送申告中でないこと。

（Ｄ）「許可・承認等情報登録（輸出保税）（ＰＡＨ）」業務により、輸出貨物情報に対して以下の入力が行われていないこと。

①貨物差止め

②亡失届受理

③滅却承認

④手作業移行

⑤その他

（Ｅ）「許可・承認等情報登録（輸出通関）（ＰＡＥ）」業務等により、輸出貨物情報に不積返送の旨の入力が行われていないこと。

（Ｆ）事故貨物は、ＰＡＨ業務により事故確認した旨の入力が行われていること。

（Ｇ）移動禁止の状態でないこと。

（Ｈ）以下の項目が登録されていること。

①ＡＷＢ番号

②個数

③重量

④仕向地

⑤品名

（Ｉ）搭載完了の旨が登録されていないこと。

（Ｊ）分割搭載を行う場合は、以下のチェックを行う。

「積付結果登録（ＭＡＷＢ単位）（ＵＬＭ）」業務等が行われていない貨物（以下、「バラ貨物」という。）の分割搭載

①実搭載個数（搭載可能個数欄の入力個数）≦搭載可能個数＊１

②実搭載重量（搭載可能重量欄の入力重量）≦搭載可能重量＊２

（＊１）搭載可能個数とは、航空会社が管理する保税蔵置場に蔵置中の許可済のバラ貨物個数のことをいう。

（＊２）搭載可能重量とは、航空会社が管理する保税蔵置場に蔵置中の許可済のバラ貨物重量のことをいう。

（Ｋ）入力された搭載便名が登録済であること。

（Ｌ）輸出貨物情報に登録されている航空会社は入力者と同一であること。

ただし、入力者が受託者の場合は、受委託関係がシステムに登録されていること。

（Ｍ）貨物取扱許可申請中または見本持出許可申請中でないこと。

（Ｎ）輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項登録中または輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請中でないこと。

（Ｏ）ＭＡＷＢでない場合で、「ＡＷＢ情報登録（輸出）（ＡＢＳ０１）」業務が行われている場合は、ＡＢＳ０１業務で登録されたＡＷＢ情報にかかる個数、重量と、「輸出貨物情報登録（ＣＤＢ０１）」業務等で登録された輸出貨物情報の総個数、総重量が一致すること。

５．処理内容

（１）ＣＬＡ業務の場合

（Ａ）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（Ｂ）輸出貨物情報及びＵＬＤ情報抽出処理

①ＡＷＢが対象の場合は、搭載便に関連付けられた輸出貨物情報を抽出する。（ＡＷＢ番号は下１桁でソートし出力する。）

②ＵＬＤが対象の場合は、搭載便に関連付けられたＵＬＤ情報を抽出する。

（Ｃ）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

（Ｄ）注意喚起メッセージ出力処理

①登録を行うには再送信が必要である旨を注意喚起メッセージとして出力する。

②抽出条件に対する対象データが残存する場合は、その旨を注意喚起メッセージとして出力する。

（２）ＣＬＡ０１業務の場合

（Ａ）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。（詳細については後述の特記事項を参照。）

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（Ｂ）輸出便情報ＤＢ処理

（ａ）取卸地単位及び搭載便単位に搭載完了されたＡＷＢ件数、個数及び重量を加算する。

（ｂ）搭載完了年月日を登録する。

（ｃ）処理識別に「Ｆ」（不積表示）が入力された場合は、次に示す不積処理を行う。

①ＡＷＢ番号またはＵＬＤ番号を搭載情報から削除する。

②搭載便割当情報の総ＡＷＢ件数等から不積分を減算する。

（Ｃ）ＵＬＤ情報ＤＢ処理

（ａ）搭載完了登録処理

①ＵＬＤ情報に積み付けられているＡＷＢに搭載完了の旨を登録する。

②ＵＬＤ情報に積み付けられているＡＷＢがすべて搭載された場合にＵＬＤ情報に全量搭載完了済の旨を登録する。

（ｂ）不積処理

処理識別に「Ｆ」（不積表示）が入力された場合、ＵＬＤに係る搭載便名及び取卸地を削除する。

（Ｄ）輸出貨物情報ＤＢ処理（ＨＡＷＢを除く）

（ａ）搭載完了登録処理

①全便搭載完了済の場合は、その旨の表示を登録する。

②搭載完了された個数（以下、「搭載個数」という。）を搭載可能な保税蔵置場の蔵置個数から減算する。

③搭載個数を貨物の搭載便別に加算する。

④搭載割当個数と搭載個数が等しい場合は、搭載便別に搭載完了の旨及び搭載完了年月日を登録する。

（ｂ）不積処理

処理識別に「Ｆ」（不積表示）が入力された場合は、ＡＷＢまたはＭＡＷＢに係る輸出貨物情報の搭載予定便名を削除する。

（ｃ）分割搭載処理

①入力された分割搭載個数について搭載完了登録処理を行う。

②スプリット貨物である旨を登録する。

（Ｅ）輸出貨物情報ＤＢ処理（ＨＡＷＢ単位の処理）

（ａ）ＭＡＷＢが搭載完了された場合は、当該ＭＡＷＢに対応するＨＡＷＢに対して搭載完了の旨の登録を行う。

（ア）単便に搭載する貨物の場合

すべてのＨＡＷＢを搭載完了済とする。

（イ）分割搭載の場合

①ＵＬＤ番号が入力された場合

当該ＵＬＤに積み付けられているすべてのＨＡＷＢを搭載完了済とする。

②ＭＡＷＢが入力された場合

ＣＬＨ業務により要搭載確認の旨が登録されている貨物情報の搭載完了を行う場合以外は、全便搭載時、すべてのＨＡＷＢを搭載完了済とする。

（ｂ）搭載個数は、以下のとおりとする。

①バラ貨物の場合は、ＨＡＷＢの総個数

②「搬入情報訂正（ＡＩＢ）」業務により入力されたＡ／Ｌ総個数＊３

（＊３）Ａ／Ｌ総個数は、搭載完了時に優先される個数である。

（Ｆ）輸出貨物情報及びＵＬＤ情報抽出処理

①ＡＷＢが対象の場合は、搭載便に関連付けられた輸出貨物情報を抽出する。（ＡＷＢ番号は下１桁でソートし出力する。）

②ＵＬＤが対象の場合は、搭載便に関連付けられたＵＬＤ情報を抽出する。

（Ｇ）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

（Ｈ）注意喚起メッセージ出力処理

①内部処理を実施している旨を注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。

②登録を行うには再送信が必要である旨を注意喚起メッセージとして出力する。

③抽出条件に対する対象データが残存する場合は、その旨を注意喚起メッセージとして出力する。

６．出力情報

（１）ＣＬＡ業務の場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |
| 搭載完了登録（便単位）呼出し結果情報 | なし | 入力者 |

（２）ＣＬＡ０１業務の場合

| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| --- | --- | --- |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |
| 搭載完了登録（便単位）呼出し結果情報 | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）本業務にて呼び出された情報を処理した  （２）輸出貨物情報およびＵＬＤ情報の抽出が行われた後も処理対象データが残存する | 入力者 |
| 搭載確認通知情報（輸出申告） | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）輸出許可済貨物である  （２）要搭載確認の旨が登録されている貨物である  （３）貨物情報切替登録（ＣＨＧ）」業務により海上貨物から航空貨物へ切替えられた貨物でない | 輸出申告を行った利用者 |
| 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）輸出許可済貨物である  （２）要搭載確認の旨が登録されている貨物である  （３）ＣＨＧ業務により海上貨物から航空貨物へ切替えられた貨物である | 輸出申告を行った利用者 |
| 申告先税関  （輸出通関担当部門） |
| 搭載確認通知情報（積戻し申告） | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）積戻し許可済貨物である  （２）要搭載確認の旨が登録されている貨物である  （３）ＣＨＧ業務により海上貨物から航空貨物へ切替えられた貨物でない | 積戻し申告を行った利用者 |
| 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）積戻し許可済貨物である  （２）要搭載確認の旨が登録されている貨物である  （３）ＣＨＧ業務により海上貨物から航空貨物へ切替えられた貨物である | 積戻し申告を行った利用者 |
| 申告先税関  （輸出通関担当部門） |
| 船積船舶・積出港差異情報 | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）輸出許可または積戻し許可済貨物である  （２）搭載された積込港と海上許可時の積込港が異なっている  （３）ＣＨＧ業務により海上貨物から航空貨物へ切替えられた貨物である | 輸出申告または積戻し申告を行った利用者 |
| 申告先税関  （輸出通関担当部門） |
| エラー通知情報  （搭載完了） | 内部エラーが発生した場合 | 入力者 |

７．特記事項

（１）本業務は、入力条件のチェックを実施し、処理結果コード「０００００－００００－００００」を出力の後、ＡＷＢ番号またはＵＬＤ番号単位に処理を分割し内部処理を行う。

内部処理では、前述の入力条件および処理内容に記述している処理を行い、処理終了後、エラー通知情報（搭載完了）を出力する。

（２）ＣＨＧ業務により海上貨物から航空貨物へ切替えられた貨物に対して要搭載確認の旨が登録されていた場合、本業務による搭載確認を契機に海上における当初申告者及び当初申告先税関宛に船積船舶・積出港差異情報、搭載確認通知情報（輸出申告）または搭載確認通知情報（積戻し申告）を出力する。

なお、貨物情報が以下の場合は、船積船舶・積出港差異情報、搭載確認通知情報（輸出申告）または搭載確認通知情報（積戻し申告）は出力しない。

①航空貨物に切替えられた後に「輸出貨物取扱登録（仕分け）（ＡＨＳ）」業務または  
「輸出貨物取扱登録（仕合せ）（ＡＨＴ）」業務が行われた

②航空貨物に切替えられた後に追加搬入が行われた

③輸出許可または積戻し許可となった後に一定期間経過し、搭載確認された貨物に係る輸出申告ＤＢがシステムから削除された